

入院時食事療養

入院中の食事に関する費用については、食材料費相当を「標準負担額(1食単位、1日3回まで)」として、負担して頂きます。

年齢により、判定方法及び金額が異なりますので、70歳未満の方は(表1)、70歳以上の方は(表2)をご覧ください。

(表1)70未満の方の入院食事療養標準負担

区分			1食あたりの食事代
一般			510円
低所得者	過去12ヶ月の入院日数	90日まで	240円
		91日以降	190円

(表2)70以上の方の入院食事療養標準負担

区分			1食あたりの食事代
現役並み所得者・一般			510円
低所得者Ⅱ	過去12ヶ月の入院日数	90日まで	240円
		91日以降	190円
低所得者Ⅰ(老齢福祉年金受給権者)			110円

※難病の患者や小児慢性特定疾患の患者等は300円となります。

令和7年4月1日改正